

# 平成19年度事業計画

自 平成19年4月1日

至 平成20年3月31日

## I. 基本的活動方針

### 1. 業界の社会的地位の向上

労働者派遣法が施行されて20年、数度に亘る法改正による規制緩和もあって、人材派遣業は4兆円を超える市場規模となり、さらに成長し続けている。業界の成長性を維持するために、働く人々が安心感と希望を持って派遣という働き方を選べるような環境整備を推進すると共に、派遣の魅力を積極的に社会にPRし、人材派遣の理解促進に努める。それにより業界の社会的信頼性向上と持続的な成長、業界の健全な発展を期していく。

### 2. コンプライアンスの徹底

派遣会社は適正な派遣事業を営むよう取り組んではいるが、複合業務や事前打合せ等といったルールが必ずしも周知・徹底されているとはいえない。社会から信頼を得るために、また、国や行政に必要な要望をしていくためにも、法律以上に厳しい自主的ルールに則りながら事業運営をすることが重要であり、会員と一体となってコンプライアンス強化に引き続き努める。なお、コンプライアンス徹底の観点から、入会基準等についても検討する。

### 3. ポジティブ情報の収集・公開

人材派遣の魅力を訴求するためには、外部からもたらされるネガティブ情報に対して、受身の対応にとどまってはならない。派遣の活用好事例など、ポジティブ情報を収集し、積極的に公開する。

### 4. 地域協議会との連携強化

事業活動において、各地域協議会と協会との連携を強化する。

また、従来、協会主催のセミナー・研修会等は、東京、大阪を中心とし、地方会員に恩恵が少なかったため、地方会員に対するセミナー等を強化するよう昨年度方針を示したところであるが、今年度も引き続き同じ方針で臨む。

## II. 具体的事業計画

### 1. 労働者派遣法の見直し

労働者派遣法が施行され、昨年7月で満20年が経過した。さまざまな点で規制緩和がなされたが、それに伴い雇用契約申込み義務等規制強化の規定も盛り込まれた。この間、派遣労働者の声が十分吸い上げられてきたとはいえない。そこで、派遣労働者にとっても使い易い制度とするため、労働者派遣法の改正要望をとりまとめ、立法・行政その他機関に訴えかけることとする。

また、派遣料金の内訳、社会保険の加入率の情報公開等、派遣制度の透明性を高め、改正に向けた地ならしを図る。

さらに最近、物の製造業務の派遣が3年に延長され、労働安全衛生の面から見直しを視野に入れることも考えたい。

### 2. 社会保険検討プロジェクト（仮称）の設置

厚生年金保険料が毎年アップされる現在、労働者派遣事業にとってふさわしい厚生年金制度はどのようなものかについて、各方面から提案されている案を検討し、当協会としての態度を決定するため、人材派遣健康保険組合の協力を得ながら、社会保険全般を視野においたプロジェクトを立ち上げる。

### 3. 派遣労働者等に係る能力開発・キャリア形成プロジェクト（仮称）の設置

厚生労働省の委託業務として、正社員と派遣労働者等との能力開発の機会格差を埋め、持続的な職業キャリアの発展が続けられるよう、業務分野別（分科会を設置）に就労モデルやキャリア形成支援計画を検討し、派遣元・派遣先への周知広報を行う。

### 4. 障害者雇用率制度の検討

現在厚生労働省では、「多様な雇用形態等に対応する障害者雇用率制度の在り方に関する研究会」で、障害者の派遣労働について、障害者雇用率制度を議論しているが、当協会の要望に沿った形で、実現できるよう働きかけを強める。

### 5. 広報PR活動の展開

#### (1) 「人材派遣データブック2008」の発行

平成20年3月末を目途に「人材派遣データブック2008」を発行する。「人材派遣データブック」も3年目となるが、従来のサイズであるA4ムック版を踏襲し、2006年度からの継続性を重視した誌面づくりを心掛ける。

なお、2007年版の評価を踏まえ、記事や冊子スタイル、訴求ターゲットについては要検討とする。

## (2) 協会機関誌「haken+」の発行

平成18年度同様、年4回（6，9，12，3月）会員向け機関誌「haken+」（20ページ、全ページカラー）を発行する。特集内容は、時宜をえたものとし、統計データの収集／識者へのインタビュー／座談会の開催／会員調査などをベースに記事を構成する。発行部数は、各回7,000部とする。

## (3) 協会主張広告の掲載

協会の主張を継続的に社会に発信するために、新聞・雑誌などの媒体に広告を掲載する。また、広告記事などの企画を提案する。

## 6. データ入力フォーマット標準化プロジェクトの推進

「データ入力フォーマット標準化プロジェクト」（平成18，19年度継続事業）において、前年度の現状把握のヒアリング調査と研究結果を踏まえ、今後の方向性・具体策の検討を行う。

## 7. 【haken-working】2007

派遣を上手に活用し、派遣就労を通して、「仕事」や「生活」の場で活躍している各社の派遣スタッフにフォーカスを当て、その姿を広く社会に紹介することにより、派遣就労全体のステータスの向上を図る。

## 8. 派遣スタッフWebアンケート

派遣就労の実態や意識に関するデータを、派遣スタッフから直接収集し、協会の諸活動のバックデータとする。特に、プラス評価の点は、派遣就労のステータス向上のための資料として活用し、他方マイナス評価の点は、派遣業界として、ギャップを埋めるための施策の検討資料とする。

## 9. 「労働者派遣事業統計調査」の見直し

当協会では四半期ごと実施している調査集計の精度をより一層高め、さらに今後期待される情報の収集を検討することとし、平成19年末を目処に、調査対象・項目などを外部からのアドバイスを含めて考案する。なお、平成19年は、従来の統計集計を行う。

## 10. 各種セミナーの開催

派遣会社における様々なニーズに対応するため、社内の人材育成については人材育成セミナー・レベルアップセミナーを行い、法律相談については相談事例セミナーを行う。また、事業主等のトップや派遣スタッフ等を対象としたセミナーを開催する。業界全体の質の向上に努め、派遣業界のイメージアップを図る。

①人材育成セミナーの開催（地方）

②レベルアップセミナーの開催（東京2回、大阪）

③相談事例セミナーの開催（東京、地方）

- ④新しい法律制度等に係るセミナーの開催（東京）
- ⑤派遣元事業主対象のセミナーの開催（東京）
- ⑥派遣スタッフ対象のセミナーの開催（東京、地方）

**11. その他制度改定に係る諸問題の検討**

派遣制度にマッチしない諸制度（派遣労働者の交通費非課税問題、事業所税問題等）について検討する。

**12. 障害者雇用促進のための広報活動**

昨年度、当協会の委員が参加した独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の「人材派遣における障害者雇用推進委員会」は、労働者派遣における障害者雇用の問題点、雇用促進策等を報告書としてまとめた。今年度は労働者派遣における障害者雇用の問題点・雇用促進策等を社会に広く周知するため、広報活動を行う。

**13. 機密情報保護に関するガイドラインの改訂**

平成18年度事業の継続として、協会作成の「機密情報保護に関するガイドライン」の改訂を行政判断を仰ぎながら継続する。

**14. 協会ホームページのコンテンツの充実**

(1) 「海外の派遣事情」の更新

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、韓国、中国の従来情報の更新と、特徴ある制度をもつ国の調査を追加する。

(2) 会員向けメールマガジンのコンテンツの増補・改訂

従来のコンテンツの増補・改訂を行う。メールマガジン読者に対して読みたい内容のアンケート調査を行う。

(3) 派遣労働者支援委員会の事業のコンテンツ化

同委員会で企画している、「派遣スタッフWebアンケート」等の結果を広報する。

**15. 雇用能力開発機構との連携**

生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）と連携して、人材派遣業界に特化した5コースの能力開発セミナーの実施について引き続き協力する。

**16. 健康診断**

昨年に引き続き、会員に健診機関を紹介し、会員と健診機関との間で直接申込手続きを行ってもらおう。

**17. 人材派遣健康保険組合との連携**

当協会が母体となって設立した人材派遣健康保険組合の諸活動に協力する。

## 18. 派遣元責任者講習の実施

派遣元責任者講習は、これまで厚生労働省からの委託事業として開催してきたが、今年度から協会単独事業として実施することとなった。そのため、受講料の引上げを行う。

改正労働者派遣法の施行により、派遣元責任者の行うべき業務内容が従来にも増して重要かつ複雑となってきたことから、講習内容の充実を図ることが肝要である。このため講師と連携しつつ、各地域協議会の協力を得ながら別紙2のとおり実施する。

また、受講希望者が増大している状況を踏まえ、1回当たりの収容人員を拡大し、必要な追加開催を行うことに努める。再受講者については、昨年度同様、講義時間を短縮し実施する。

## 19. 相談センターの運営

労働者派遣事業を適正に推進するために、派遣労働者、派遣元企業、派遣先企業からの相談及びクレームに対応する相談センターを、電話による相談が大半であることなどを勘案して、東京、名古屋、大阪の3カ所に集約した。特に、東京においては相談件数が多いために、土・日・祝日を除き毎日の対応とし、昼休みや夜7時まで受け付ける体制を維持する。今後より一層充実した事業を行うため、キャリアカウンセリングに関する相談にも対応できるよう、専門のキャリアカウンセラーを東京に常設する。

## 20. Ciett（国際人材派遣事業団体連合）の活動

### (1) Ciett世界大会への参加

平成19年度のCiett世界大会は、アイルランドのダブリンで開催される。当協会から代表が参加する。

### (2) 第2回Ciettアジア/太平洋会議への参加

平成18年度開催の第1回会議に引き続き、第2回会議に参加する。KOSA(韓国派遣協会/한국 인재파견 협회/Korea Staffing Association) CAFST(中国对外劳务サービス業者協会/中国对外服务工作行业协会/China Association of Foreign Service Trades)の2協会に加え、今後加入のアジア・オセアニアの協会にも働きかける。今年度は、事前に議案を検討し、一定の成果を出していきたい。

## 平成19年度派遣元責任者講習実施計画

開催時期	開催地	受講予定者数	受講予定者の範囲
平成19年 4月	東京都	504名	東京都及び関東・甲信越地区
4月	愛知県	600名	愛知県及び中部地区
4月	大阪府	480名	大阪府及び近畿・北陸地区
5月	宮城県	255名	宮城県及び東北地区
5月	東京都	504名	東京都及び関東・甲信越地区
6月	東京都	504名	東京都及び関東・甲信越地区
6月	大阪府	480名	大阪府及び近畿・北陸地区
6月	福岡県	357名	福岡県及び九州・沖縄地区
7月	岡山県	432名	岡山県及び中国地区
7月	東京都	504名	東京都及び関東・甲信越地区
8月	東京都	504名	東京都及び関東・甲信越地区
8月	大阪府	480名	大阪府及び近畿・北陸地区
8月	愛媛県	230名	愛媛県及び四国地区
9月	愛知県	600名	愛知県及び中部地区
9月	大阪府	480名	大阪府及び近畿・北陸地区
9月	東京都	504名	東京都及び関東・甲信越地区
10月	北海道	360名	北海道地区
10月	福岡県	357名	福岡県及び九州・沖縄地区
10月	大阪府	480名	大阪府及び近畿・北陸地区
11月	宮城県	255名	宮城県及び東北地区
11月	広島県	360名	広島県及び中国地区
11月	東京都	504名	東京都及び関東・甲信越地区
12月	大阪府	480名	大阪府及び近畿・北陸地区
12月	東京都	504名	東京都及び関東・甲信越地区
12月	愛知県	600名	愛知県及び中部地区
平成20年 1月	大阪府	480名	大阪府及び近畿・北陸地区
1月	東京都	504名	東京都及び関東・甲信越地区
2月	福岡県	357名	福岡県及び九州・沖縄地区
2月	愛知県	600名	愛知県及び中部地区
2月	東京都	504名	東京都及び関東・甲信越地区
3月	大阪府	480名	大阪府及び近畿・北陸地区
3月	東京都	504名	東京都及び関東・甲信越地区
合計	32回	14,747名	